

**「鳥取県美しい星空が見える環境の保全と活用に関する条例（仮）」に係る
パブリックコメントの実施結果について**

平成 2 9 年 1 2 月
水 ・ 大 気 環 境 課

「鳥取県美しい星空が見える環境の保全と活用に関する条例（仮）」の制定に向け、県民の皆様から広く意見を聞くため、パブリックコメントを実施したので、その概要を報告する。

1 パブリックコメントの実施概要

- (1) 募集期間：平成29年10月13日（金）から10月27日（金）まで
- (2) 閲覧方法：県関係7庁舎（本庁舎、各総合事務所など）及び19市町村で閲覧、県ホームページへの掲載
- (3) 募集方法：郵送、ファクシミリ、電子メール又は県庁県民課、各総合事務所等設置の意見箱

2 パブリックコメントの実施結果

- (1) 意見総数：10件（4名）
- (2) 主な意見の概要と意見に対する県の考え方

項目	主な意見の概要	意見に対する県の考え方
規制の 必要性	星空保全地域は、そもそも美しい星空が見える地域であり、規制する必要があるのか。	<p>「美しい星空が見える環境」は、清浄な大気と光害が少ない「暗い夜空」によりますが、大気については現行の法令によって保全措置がなされている一方、「光害」は現行の法令では措置がありません。</p> <p>現在の鳥取県は良い環境にあると言えますが、その「美しい星空が見える環境」が悪くならないように、広範囲にわたり影響がある投光器等の使い方に関する規制や、市町村と相談の上指定する「星空保全地域」について光の使い方について、限定して基準を設けるものです。</p>
	光害を規制する害悪があるのか。	
保全地域 以外の 規制	星空保全地域以外の市街地も規制が必要ではないか。	<p>光の規制は産業や県民生活とのバランスも考える必要があり難しい面もありますが、本条例では広範囲にわたり影響する光の使い方限定し、全県下で夜空への影響が大きい（1つ1つの装置の使用によって広範囲の景観に影響する）サーチライト等投光器やレーザーの使い方について規制することとしています。</p> <p>なお、条例では「県の責務」「市町村・事業者・県民等の役割」定めて、県民や事業者の皆様へ光害に対する理解を深めていただくための普及啓発や教育・学習活動に取り組んでいくこととしています。</p>
	星空保全地域に接する商業施設は規制を厳しくすべき。	
環境教育等	星空を利用した地域の活性化や星空観察会など環境教育を重点に取り組むべき（家庭・学校・職場でやっていく）。	<p>鳥取県の美しい星空が見える環境を県民の貴重な財産として保全し、次世代に引き継いでいくため、条例案では、光害対策の予防措置としての規制や普及啓発、対策支援を規定するとともに、美しい星空を活用した環境教育や地域振興についても規定することとしています。</p>
	光害防止に関し普及啓発を行い、美しい星空が見える環境の保全の必要性を県民に訴えていく。	

罰則等	<p>星空保全照明基準を破った場合、罰則を設けるといふのはいささかやりすぎではないか。</p>	<p>本条例は取り締まりを目的としているものではありませんが、悪意ある行為に対してのみ、抑止力を担保する観点から検討し、過料を課すことができる罰則の規定を設けています。</p> <p>罰則については、基準違反を認めた際によく実情を確認し、是正すべきものについてのみ、違反→勧告→（審議会の意見）→命令→罰則適用と、段階的に対応することとします。</p>
	<p>法や行政刑罰上の過ちに対する罰の比較較量、人権を考えなければならぬのではないか。</p>	
	<p>罰則をどう実効性を持たせるかを考えていかなければならず、監視についても課題、慎重に罰則について考えてなければならぬ。</p>	
その他	<p>光害対策費用の一部補助は、条例で規制する必要性は低く、政策判断で計上すればよいのではないか。</p>	<p>条例案では、星空保全地域内では屋外照明器具等の設置方向・使用方法等に基準を設けることとしています。（但し、基準適用時、既に使用されているものには適用外）。こうした規制を満たさない器具等は多くの施設にあると考えられ、更新を促すためにも、該当事業者・関係者の負担を軽減するためにも、このような支援について明記することとしました。支援制度については別途予算により制度を創設する予定です。</p>